

# なめりかわ未来創生事業交付金

みんなで考え  
みんなでつくる  
協働のまちづくり



## 【目次】

なめりかわ未来創生事業とは	.....	1
交付対象団体、交付金の額	.....	1
対象となる事業	.....	2
対象経費	.....	7
手続きの流れ	.....	8
その他	.....	12



お気軽にご相談ください！

滑川市企画政策課

☎ 076-475-2119

✉ [kikaku@city.namerikawa.lg.jp](mailto:kikaku@city.namerikawa.lg.jp)



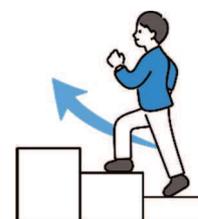
## 1 なめりかわ未来創生事業とは

---

町内会や地域住民が組織する団体、事業者などが行う地域づくり活動を支援し、みんなで考え・みんなで作る協働のまちづくりを推進するため「なめりかわ未来創生事業交付金」を交付しています。

この事業は多様化・複雑化する地域課題や社会的課題の解決に向けて、地域住民団体などが主体的に行う活動のきっかけとなることで、協働のまちづくりを推進し、持続可能な滑川市の未来を創生することを目的としています。

取組内容なども共に考えてまいりますので、お気軽にご相談ください。



## 2 交付対象団体、交付金の額

---

### 【対象団体】

- ・町内会
- ・地区自治会
- ・市内に主たる事務所または活動拠点がある団体、事業者など  
(NPO 法人、任意団体など)

### 【交付金の額】

対象となる経費のうち 20 万円を限度とします。

(20 万円未満の場合はその額)

1 団体につき年度中に 1 回まで、連続する 3 カ年度を限度として交付金を活用した事業の実施が可能です。



### 3 対象となる事業

- ・第5次滑川市総合計画の政策に沿った事業

令和8年度は「強い滑川」に関する事業を募集します！！

※以下の①～②に関連する事業

滑川市総合計画について詳しくはこちら→



#### ①農林業の振興

【目指す姿】

農業経営環境の安定化により後継者が育成されるとともに、森林の整備・利活用により豊かな森林資源が保全されている。

【協働の視点】

市民・団体：園芸作物のブランド化推進に向けた、安全・安心な地場産農産物の積極的な購入

事業者など：園芸作物の生産拡大に向けた安全・安心な地場産農産物の活用、森林資源の利活用に向けた地場産木材の積極的な活用



#### ②水産業の振興

【目指す姿】

ホタルイカを中心とした沿岸漁場の環境が保全され、生産から消費までの安定的な供給体制が確立されている

【協働の視点】

市民・団体：河川へのゴミの不法投棄防止による美しい海洋環境の保全、海岸清掃ボランティアなどへの積極的な参加



### ③商業の振興



#### 【目指す姿】

新たな消費者ニーズに対応・行動できる経営者の育成が図られ、魅力ある商業基盤が確立されている。

#### 【協働の視点】

市民・団体：市内商店の積極的な利用

### ④工業の振興



#### 【目指す姿】

既存企業の事業拡大や新たな企業の進出により、安定的かつ多様な製造品の出荷が確立されている。

#### 【協働の視点】

市民・団体：市内企業等への就職

事業者など：工業振興事業補助金等、各種支援制度の活用

### ⑤薬業の振興



#### 【目指す姿】

企業による新たな医薬品の研究開発が進むとともに、くすりのまち滑川の伝統的な地場産業が継承されている。

### ⑥雇用・職場環境の向上



#### 【目指す姿】

誰もが生き生きと働ける環境が整い、多様な運用の機会が確保されている。

#### 【協働の視点】

市民・団体：市内企業説明会への参加

事業者など：市内企業説明会への参加

## ⑦地域資源ブランド化の推進



### 【目指す姿】

海洋深層水をはじめとする地域資源が活用され、地域経済の活性化に繋がっている。

### 【協働の視点】

市民・団体：地域資源の積極的な利活用、姉妹都市との積極的な交流活動

事業者など：地域資源の積極的な利活用・新商品の開発、姉妹都市との積極的な交流活動

## ⑧防災・減災・危機管理体制の推進



### 【目指す姿】

災害への対応力の強化と地域における自助・共助の意識の浸透により、防災力が高く安心して暮らせるまちが築かれている。

### 【協働の視点】

市民・団体：自主防災活動への積極的な参加、地域ぐるみ除排雪活動への参加

事業者など：自主防災活動への支援、災害時応援協定の締結と、協定に基づく防災への取り組み

## ⑨防犯・交通安全・ 消費者保護対策の推進



### 【目指す姿】

交通安全と防犯への意識の浸透と環境整備により、安心して暮らせるまちとなっている。

### 【協働の視点】

市民・団体：日常生活における「ながら見守り」の実施

事業者など：業務の中での「ながら見守り」の実施

## ⑩地域公共交通の整備



### 【目指す姿】

コミュニティバスの維持・充実や各公共交通機関の連携・支援により誰もが利用しやすい地域公共交通が確保されている。

### 【協働の視点】

市民・団体：駅舎周辺・バス待合空間の環境整備、地域や団体の活動の際の公共交通利用

事業者など：駅舎周辺・バス待合空間の環境整備、従業員の公共交通利用促進

## ⑪道路交通網の整備



### 【目指す姿】

幹線道路や生活に密着した市道が整備され、円滑な交通と安全で快適な生活空間が確保されている。

### 【協働の視点】

市民・団体：地域における道路側溝の清掃などへの参加

事業者など：地域における道路側溝の清掃などへの参加・協力

## ⑫上下水道の整備



### 【目指す姿】

安全な水道水が安定供給されている。汚水処理の推進により河川や海等の公共水域の水質環境が保全されている

### 【協働の視点】

市民・団体：漏水時・道路陥没時の速やかな情報提供

事業者など：漏水時・道路陥没時の速やかな情報提供

①～⑫に該当しない内容であっても対象となる場合があります。  
ぜひお気軽にご相談ください！



ほか、次のいずれにも該当する事業であることが要件です。

- ・ 地域と市が協働して取り組むことにより、地域課題または社会的課題の解決が図られる事業
- ・ 創意工夫がある新しい視点からの取り組み
- ・ 事業計画、予算などが適正な事業

また、次のいずれかに該当する事業は対象外です。

- ・ 営利を目的とする事業
- ・ 特定の個人または団体が利益を受ける事業
- ・ 政治団体や宗教団体が行う事業、政治・宗教活動に関する事業
- ・ 暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある団体が行う事業
- ・ 住民の親睦を内容とする事業
- ・ 国、県の助成や市の他の支援制度がある事業
- ・ 公序良俗に反する事業



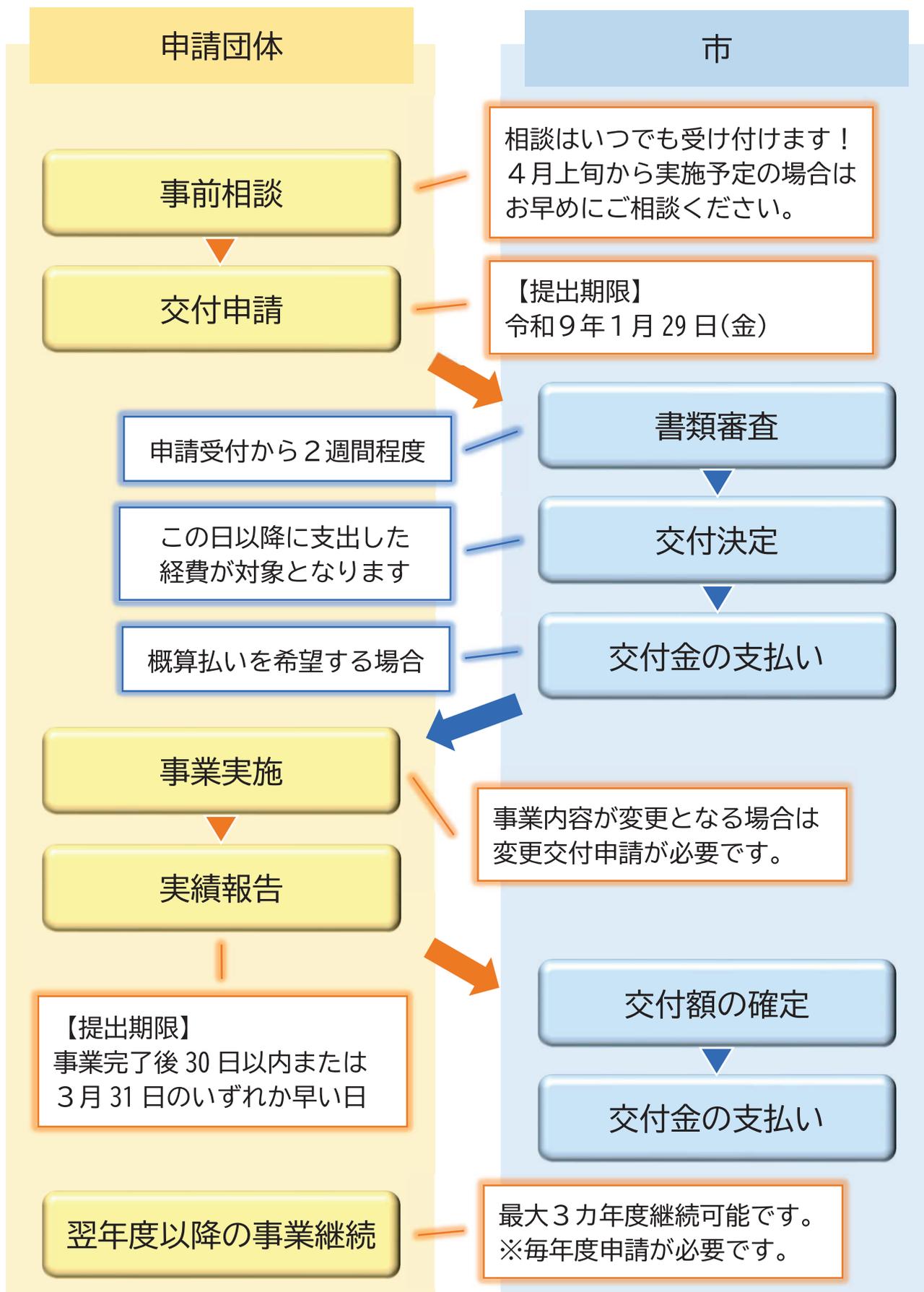
## 4 対象経費

項目	主な内容
報償費	外部講師などへの謝金 ※団体内の講師等への謝礼（物品を含む）は対象外
消耗品費	事業に直接使用する事務用品などの購入費 ※賞品や参加賞としての物品は対象外
燃料費	事業実施のために必要な機材などの燃料費
食料費	外部講師などの飲料・菓子、事業参加者の飲料費 ※アルコール類は対象外
印刷製本費	事業を告知するチラシなどの作成費
通信費	郵送料など
手数料	事業実施のために必要な手数料
保険料	ボランティア保険、イベント保険など
使用料及び賃借料	会場などの使用料、必要な機材・車両の賃借料
原材料費	資材など事業に直接使用する原材料費
備品購入費	事業実施のために必要な機材など ※リース・レンタルできないもの、購入する方が安価なものに限る。3年間で5万円が限度額
その他経費	上記以外の経費 ※事前に協議し、市長が特に認めるものに限る。

※交付決定前に支出した経費は対象外です。



## 5 手続きの流れ



## ① 事前相談

企画政策課窓口、電話、メールのほか、Web フォームから相談を受け付けています。

📍 滑川市企画政策課（滑川市寺家町 104 市役所本館 2 階）

☎ 076-475-2119

✉ kikaku@city.namerikawa.lg.jp

Web フォームはこちらから →



## ② 交付申請

※交付決定日以降に支出した経費が対象経費になりますので、必ず事業の開始（物品の購入など事前の準備も含む）前に、交付申請を行ってください。

### 【申請に必要な書類】

- ・ 交付金交付申請書（様式第 1 号）
- ・ 事業計画書（様式第 2 号）
- ・ 事業の概要がわかる書類（実施内容やスケジュールなど）
- ・ 申請団体の概要がわかる書類（規約や構成員など）

※任意団体が申請する場合のみ必要

## ③ 交付決定

申請があったときは、内容を審査し交付金の交付を決定します。申請を受け付けてから 2 週間程度を要しますので、余裕をもって交付申請書を提出してください。

交付金の交付を決定した場合は、交付金交付決定通知書で通知します。

#### ④ 概算払い

事業の実施に際し、事前に交付金の支払いが必要な場合は、交付決定額の8割を限度として、概算で支払いを受けることができます。

##### 【申請に必要な書類】

- ・ 振込口座通知書 兼 概算払申請書

※事業完了後の支払いで良い場合は、提出する必要はありません。

#### ⑤ 変更交付申請

交付金の決定額に変更が生じる場合（減額となる場合を除く）や、事業内容を変更する場合（目的の達成に支障のない軽微な内容変更を除く）は、必要書類を添えて、速やかに変更交付申請書を提出してください。

##### 【申請に必要な書類】

- ・ 変更承認申請書（様式第4号）
- ・ 変更理由を記載した書類
- ・ 変更後の事業計画書（様式第2号）
- ・ 見積書など（交付決定額が増額となる場合）

##### 【提出期限】

事業内容を変更する場合：内容を変更する日まで

増額変更が生じる場合：増額の見込みが明らかになり次第、速やかに

また、事業の実施を取りやめる場合や年度内の完了が困難となった場合についても、速やかにご連絡ください。

## ⑥ 実績報告

事業が完了した団体は、事業完了後 30 日以内または 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

### 【申請に必要な書類】

- ・ 交付金実績報告書（様式第 5 号）
- ・ 事業報告書（様式第 2 号）
- ・ 事業実施時の写真
- ・ 支払い証拠書類（領収書やレシートの写しなど）

## ⑦ 交付金の確定

交付金の実績報告があったときは、内容を審査のうえ、交付額を確定し、交付額確定通知書により通知します。

## ⑧ 交付金の支払い

確定した額を指定された口座に支払います。

### 【支払いに必要な書類】

- ・ 振込口座通知書 兼 概算払申請書

### 【交付金の返還】

概算で交付金の支払いを受けた場合で、事業費の減少等により確定した交付額が、概算での支払い額を下回った場合は、交付額確定通知書とあわせて送付する納付書により、交付金を返還してください。

なお、次に該当するときは、交付決定の取り消し、または交付金の一部もしくは全部を返還していただきます。

- ・ 交付金を目的外に使用したとき
- ・ 要綱に違反した場合または事業の実施ができなかったとき

## 6 その他

---

### 【帳簿等の保存】

事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿を備え、支払証拠書類とともに、事業終了の翌年度から5年間保存してください

### 【事業の周知】

交付決定された各団体の事業内容については、地域活動を通じて得られた成果を広く役立てるため、市の広報誌やホームページ等で事業内容などを紹介するとともに、報道機関へ情報提供をすることがありますのでご協力をお願いします。

### 【申請様式など】

市のホームページからダウンロードできます →

